

70歳以上の方の自己負担限度額が変わります

- 外来の一般区分においては、1年間（8月～翌7月）の外来の自己負担合計額に44,400円の上限が設けられます。
- 一般区分の世帯については、多数回該当が設定されます。

現行

区分	自己負担限度額	
	外来（個人）	外来+入院（世帯）
現役並み 課税所得 145万円以上	44,400円	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% <44,400円> 多数回該当※2
現役並み 課税所得 145万円未満※1	12,000円	44,400円
低Ⅱ	8,000円	24,600円
低Ⅰ		15,000円

平成29年8月～30年7月

区分	自己負担限度額	
	外来（個人）	外来+入院（世帯）
現役並み 課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% <44,400円> 多数回該当※2
現役並み 課税所得 145万円未満※1	14,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 <44,400円> 多数回該当※2
低Ⅱ	8,000円	24,600円
低Ⅰ		15,000円

※1 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含みます。

※2 多数回該当とは、過去12カ月に「外来+入院」で3回以上高額療養費の支給を受けたときは4回目の支給から適用される自己負担限度額が44,400円となります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」について

●国民健康保険の減額認定証をお持ちの方

7月中旬に「申請のお知らせ」と「申請書」を発送しています。

引き続き必要な方は、8月31日(休)までに更新の手続きを行ってください。

●後期高齢者医療保険の減額認定証をお持ちの方

現在、認定証をお持ちの方は、自動更新のため手続きの必要はありません。

●食事代の減額について（国民健康保険および後期高齢者医療保険）

現在、「区分オ」「区分Ⅱ」の認定証をお持ちの方で、その認定証の有効期限内の入院日数の合計が91日以上の場合は、申請することで食事代が更に減額されます。申請の際は病院の領収書など、入院日数のわかる書類をご持参ください。

※同一世帯内に住民税の申告がまだお済みでない方がいらっしゃる場合、本来の負担区分判定ができないことがあります。その際は、各総合支所・出張所の窓口で、まず申告をしていただきますようお願いいたします。

■問い合わせ 健康増進課 医療保険班 ☎0820(73)5502